

2022年度 児童発達支援センターにこにこ 事業計画

1. 事業目的・経営方針

障がいの有無に関わらず発達の個人差により生活のし辛さのある、地域の子ども達及びその家族が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う事を目的とし、センターとして相談窓口の一元化、対象となる児童への適切な支援の拡充、関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指す。

また「和顔愛語」の情操教育を根底に、スローガンを①「来て良かったと思えるセンターに」②「子ども達の“楽しい”“嬉しい”がたくさんつまった場所に」③「子どもも職員も笑顔で過ごせる場所に」とした施設づくりを意識し強化していく。

2. 組織体制

【I】利用定員

事業所名		定員	対象障害	対象年齢
児童発達支援 センター 「にこにこ」	地域療育センター	10	難聴・重心 身症害以外 の障害	未就学～学童児
	児童発達支援			未就学児
	放課後等デイサービス			学童児
	保育所等訪問支援			未就学～学童児

※保育所等訪問は利用者による申請（1ヶ月2回程度）

【II】職員構成

職員数8名（正規職員4名 非常勤職員4名）2022.4.1

管理者（心理士）	1	児童発達支援 管理責任者	1	保育士	3 (2)
児童指導員	(1)	看護師	1	指導員	(1)

※()内数は非常勤職員

※組織図・職務分掌大綱表 別紙参照

3. 営業時間

開所時間 8:30～18:00 月曜日～金曜日、第3週土曜日 (10:00～16:00)

・9時00分～11時30分（児童発達支援）

・13時30分～17時30分（放課後デイサービス）

※お盆・年末・年始 12月29日～1月3日までは休みとする

※祝日は放課後等デイサービスの親子療育を実施 (10:00～16:00)

※第3週土曜日には中高生以上を対象とした活動を実施予定

4. 事業概要

【I】児童発達支援（にこにこなかま）

目的

定員10名に対して、午前中（9時～11時半）月曜日～金曜日で曜日毎にグループを分け、未就学児及

びその家族等に対して基本的生活動作、また集団生活への適応を図り、小集団活動、運動・感覚遊び等を実施している。2022年度は新たに言語療法、音楽療法を取り入れ、専門講師による指導の元、様々な活動の体験の機会を得る。

(1) 契約者数 (2022.4.1)

学年	未満児・年少	年中	年長
契約者総数	2	6	7
医療的ケア児	0	0	0
措置児童	0	0	0

計 15 名

(2) 主活動・行事関連

- 1 感覚統合
- 2 サーキット
- 3 買い物体験
- 4 クッキング（コロナ感染症の状況をみながら実施）
- 5 製作活動
- 6 リトミック
- 7 就学時健診の練習
- 8 サポートブックの作成
- 9 その他、季節に合わせた内容を盛り込む（水遊び、遠足など）

【II】放課後等デイサービス（すまいる）

目的

定員 10名に対して、学校終了後に送迎を行い、月曜日～金曜日毎にグループを分け、基本的生活動作、また集団生活への適応を図り、SST、小集団活動、個別学習等を実施している。また、祝日はコロナ禍の状況を鑑みて不定期に希望者を募って平日では行えない親子療育を実施予定。毎月第3週土曜日の療育においては、中高生以上を対象として自立に向けた活動を取り入れる。

(1) 契約者数 (2022. 4.1)

	小学生	中学生	高校生
契約者総数	27	6	1
医療的ケア児	1	0	0
措置児童	4	0	0

計 34 名

(2) 主活動・行事関連

- 1 感覚統合
- 2 サーキット
- 3 公共施設の利用（図書館や環境センター訪問、公共交通機関の利用、買い物体験など）
- 4 クッキング
- 5 製作活動
- 6 地域行事への参加

- 7 その他、季節に合わせた内容を盛り込む（水遊び、遠足など）
- 8 祝日の親子療育の開催
- 9 オリーブの木の子ども地域食堂ポパイと連携した活動

【III】保育所等訪問支援事業

目的

月に1回～2回、保護者から申請があった場合に訪問支援員が利用者が通っている保育所等を訪問し、支援先の職員に助言等を行い利用者の安心した生活のサポートを提供する

【契約者数】35名（保育所等訪問のみ）2022.4.1

【IV】水俣・芦北圏域地域療育センター事業

目的

心身の発達において特別な配慮を要すると思われる児童、またその保護者に対して、相談を通して、発達に応じた適切な対応を検討していく

(1) 【在宅支援訪問療育事業】

訪問の方法により各種の相談・指導を行う。

(2) 【在宅支援外来療育等指導事業】

外来の方法により各種の相談・指導を行う。

(3) 【施設支援一般指導事業】

保育所等や学校、通所支援事業所の職員に対して、療育に関する知識、技術等の指導・助言を行う。

【V】巡回支援専門員整備事業

目的

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等(幼・保・こども園、小・中・高や学童)の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う為、年度当初に各施設に施設支援利用申請書を送付し、対象児・訪問頻度及び支援内容について希望調査を行う。

5. 職員待遇

【I】職員研修

目的

生活のし辛さを抱える児童とその保護者に対して、よりタイムリーでニーズに合った情報提供と支援スキルを効果的に上げるために研修を充実させ、一人ひとりの研修計画を策定し職員の意欲向上を図る。

- 1 光明童園が行っている職員研修等に積極的に参加を行う
- 2 センターとして研修の場を開き、保護者や支援者向けの研修会を開催
- 3 地域向けセミナー（ひかりっこセミナーの実施）
- 4 他の施設を見学、研修する職員研修の実施
- 5 zoomを使ったオンライン研修の実施及び参加
- 6 こども総合療育センターや熊本県南部発達障がい者支援センター主催の研修へ積極的に参加する。
- 7 年6回療育に携わる関係機関を対象とした研修会の実施（状況に応じてオンライン対応）

- 8 その他の研修については研修計画表参照。
- 9 有資格者的人材確保や資格取得（社会福祉士・保育士・公認心理師・精神保健福祉士）に向けての個々のスキルアップを図る。
※『年間行事予定表』・『職員研修予定一覧』参照

【II】諸規程

- 2022年度4月1日より就業規程等の一部変更を行う。

6. 権利擁護

権利擁護及び苦情解決体制

目的

利用者及び職員への虐待防止の徹底を図る。

- 1 苦情解決委員体制（責任者・担当窓口）を設立し1週間に1度の苦情箱の確認を行う。
- 2 主任及びリーダーによる職員への個別面談及び人事評価
- 3 人権擁護のためのチェックリスト
- 4 熊本県主催の虐待防止研修に参加を行う。
- 5 保護者からの施設評価を行いホームページに掲載する
- 6 職員からの職場の改善・提案等をセンター長が毎月確認を行う（webアンケート）。

7. 危機管理

目的

管理規程に定めている事故防止規程の徹底を図り、通所児童の安心・安全を守る為、より一層の体制強化と危機管理の徹底を図る。

- 1 児童養護施設光明童園が行う避難訓練（年1回）、防犯訓練（年2回）に当センター職員、また可能であれば利用者も積極的に参加を行い、独自にセンターでも月1回の避難訓練（風水害に加えて、コロナ感染症拡大を想定した訓練）をそれぞれの事業で行う。
- 2 月1回の職員会議に事故防止委員会を設け、該当月のヒヤリハット事案を作成する。
- 3 BCP（事業継続計画）の策定を目指す。

8. 地域交流支援

目的

地域の方々により一層施設を理解して頂き施設運営とサービス提供への理解と協力をいただく。

- 1 広報誌（月間行事）などの便りを発行する
- 2 インターネットのSNSサービスを利用し、行事の案内やお知らせを行う
- 3 ホームページの運営
- 4 パンフレットや広報誌、ホームページはユニバーサルデザインの理念のもと、見る方々がより分かり易いものにする。
- 5 地域向けに施設主催の研修会等を行う（コロナ感染症の状況により規模を縮小）。
- 6 気軽に育児や子育て、家庭の悩み等を相談する場として地域療育センターの窓口を開設する。
- 7 毎月第三土曜日の療育活動の中でオリーブの木の子ども地域食堂ポパイにスタッフとして子ども達も参加する

9. 施設整備

- ・センターの新築工事（事務所棟）の予定

10.その他

後援会組織

ひかりどうえんを支える会

児童の福祉に寄与すると共に、会員相互の親睦と地域の福祉向上に貢献する事を目的とし、利用者の為の療育の備品、施設整備資金などの支援を予定とする。